

斑鳩町住宅リフォーム等支援事業の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、斑鳩町内の建設業の受注機会の創出と町民の消費喚起を図るため、町内の施工業者により住宅の改修等を実施する方を支援します。

2. 支援対象者

次のいずれにも該当する者

- (1) 斑鳩町の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 本支援金の対象経費について、他の補助金等による助成を受けていないこと。
- (4) 暴力団もしくは暴力団員または暴力団・暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

3. 支援対象住宅

支援対象者が自己の居住の用に供している町内の住宅（マンション等の集合住宅にあつては支援対象者が専有する部分に限り、店舗、事務所又は賃貸住宅等との併用住宅にあつては支援対象者が居住する部分に限る。）及びその住宅が位置する敷地に対する外構（主として住宅の用途のために供するものに限る。）

4. 支援対象工事

次のいずれにも該当する工事

- (1) 町内に事業所を有する施工業者を利用する工事
- (2) 本支援金の交付決定後に着手し令和3年3月31日までに工事及び支払いが完了することができる工事
- (3) 対象経費が10万円以上の工事

5. 支援対象経費

支援対象工事に係る次に掲げる経費

- (1) 増築、改築、修繕、模様替え又は住宅の機能向上のために行う補修及び設備改善等に係る経費
- (2) 門扉、塀及び造園工事等の外構工事に係る経費
- (3) 下水道接続工事に係る屋外から公共ますまでの接続に係る経費（加入負担金は除く。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、支援金の交付が適当であると町長が認める経費

6. 支援金の額

支援対象経費（消費税及び地方消費税を含む。）の2分の1以内
（上限200,000円）

※同一支援対象住宅又は同一支援対象者につき、1回限りの申請とします。

※支援金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てします。

7. 支援金申請の流れ

(事前相談)



- ① 支援金交付申請（令和3年3月1日まで）
※支援対象工事に係る請負契約締結前に申請（締結後の申請は不可）



- ② 支援金交付決定



- ③ 工事施工（令和3年3月31日までに工事及び支払い完了）



- ④ 実績報告（令和3年3月31日まで）



- ⑤ 支援金交付確定



- ⑥ 請求・支援金振込

8. 申請に必要な書類

- (1) 斑鳩町住宅リフォーム等支援金交付申請書（様式第1号）
- (2) 支援対象住宅の位置図及び配置図
- (3) 申請者の住所が分かる書類等の写し
- (4) 町税に係る納税証明書
- (5) 支援対象工事に係る見積書の写し
- (6) 支援対象工事の概要が分かる図面
- (7) 支援対象住宅所有の旨が分かる書類（支援対象住宅所有者が申請者の場合）
- (8) 支援対象住宅の住宅リフォーム等に係る承諾書（様式第2号）（支援対象住宅所有者が申請者以外の場合）
- (9) 斑鳩町住宅リフォーム等支援金交付申請に係る誓約書（様式第3号）

9. 実績報告に必要な書類

- (1) 斑鳩町住宅リフォーム等支援金実績報告書（様式第7号）
- (2) 支援対象工事に係る請負契約書の写し
- (3) 支援対象工事に係る領収書又は収支を証する書類の写し
- (4) 支援対象工事に係る施工前、施工中及び施工後の状況が分かる写真

【関係書類】

- ・ 斑鳩町住宅リフォーム等支援金交付要綱（PDF）
- ・ 様式第1～9号（PDF、word）

お問い合わせ先：斑鳩町総務部まちづくり政策課 ☎0745-74-1001（内線212）

申請書提出先：〒636-0198

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号